

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第43号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年6月25日 06時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田灯台から真方位292°0.7海里（M）付近 （概位 北緯38°57.00′ 東経139°48.17′）
事故等調査の経過	平成27年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八 <small>ずいしょう</small> 瑞祥丸、19トン HK2-22156（漁船登録番号）、有限会社瑞祥川端漁業 第200-27445号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	球状船首に凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、酒田港の北西方約20～25Mの漁場でいか釣り漁の操業を終え、平成27年6月25日03時00分ごろ酒田港に向けて漁場を発進し、船長が単独で操船を行い、自動操舵により南東進した。 船長は、酒田港沖約3Mの所で、多数のプレジャーボートを認め、これらを右転して避ける南寄りの針路を取った後、自動操舵に切り替え、北防波堤と第2北防波堤間の切通しに船首を向けて東進中、椅子に寄り掛かった態勢で居眠りに陥り、06時00分ごろ衝撃を感じて目を覚まし、北防波堤の北西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げたことを知った。 本船は、船長が損傷状況を確認したところ浸水がなかったので、自力で航行して酒田港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、酒田港に接近した際に警報が鳴るよう、レーダーのガードリング機能を設定していたが、酒田港沖約3Mの所で、多数のプレジャーボートにより警報が鳴ったので、警報を切っていた。 船長は、6月12日から酒田港を基地として夜間のいか釣り漁を行っており、本事故当時、操業による疲労を感じていた。 船長は、ふだん、眠気を催した際は、顔を洗うなどして眠気を払拭していた。

	<p>船長は、プレジャーボートを避けた後、酒田港までの距離が僅かなので居眠りすることはないと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、酒田港沖を自動操舵で同港へ向けて東進中、操業の疲労により船長が居眠りに陥ったことから、酒田港北防波堤北西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、酒田港沖を自動操舵で同港へ向けて東進中、操業の疲労により船長が居眠りに陥ったため、酒田港北防波堤北西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気を感じた場合、休息中の甲板員を起こし、複数で当直を行うなどして居眠り防止に努めること。